

有機溶剤健康診断関係通達

「当該業務への配置替えの際」とは、その事業場において、他の業務から有機溶剤業務に配置転換する直前においての意であること。

(昭和47年9月18日基発第588号)

第29条関係

○第2項第1号の「業務の経歴」は雇入れの際又は配置替えの際の健康診断を行うときに詳細に聴取すべきものであること。

○第2項第2号の「既往歴」については、雇入れの際又は配置替えの際の健康診断にあつては、その時までの症状又は疾病を、定期の健康診断にあつては前回の健康診断以降の症状又は疾病を調査すべきものであること。

(昭和53年8月31日基発第479号)

1 有機溶剤中毒予防規則別表（以下「有機則別表」という。）下欄に掲げる検査のための尿の採取時期及び保存方法等については、次に示すところによるものであること。

(1) 尿の採取時期について尿の採取時期は、尿中の有機溶剤の代謝物の濃度が最も高値を示す時期とすべきものである。作業日が連続している場合においては、連続した作業日のうちで後半の作業日の当該作業終了時（注）に行うことが望ましいが、有機則別表中、尿中のメチル馬尿酸の量の検査、尿中のN-メチルホルムアミドの量の検査、尿中のマンデル酸の量の検査、尿中の馬尿酸の量の検査並びに尿中の2・5-ヘキサンジオンの量の検査のための尿の採取時期については、連続した作業日の最初の日を除いた、いずれの作業日の作業終了時でも差し支えないこと。（注）「連続した作業日のうちで後半の作業日の当該作業終了時」とは、例えば、月曜日から金曜日まで連日ほぼ同一時間当該有機溶剤業務に従事している労働者の場合、木曜日又は金曜日の当該作業終了時をいうこと。また、「作業終了時」とは、例えば9時から17時まで当該有機溶剤業務に従事している労働者の場合、17時頃をいい、この場合の尿の採取方法は、15時前後に排尿した後、17時頃に尿を採取するものであること。

(2) 尿の保存方法について採取した尿は、可及的速やかに検査することが望ましいものであること。尿の保存は、冷凍保存を原則とするが、冷蔵保存する場合は、特に尿の腐敗等による検査値への影響を考慮すべきものであること。

(3) その他

イ 尿の排泄量が極端に多いか又は少ない尿を用いることは、検査結果に影響を与えるので、適切な水分摂取について指導することが必要であること。

ロ 飲酒は、検査結果に影響を与えるので、尿の採取前日から採取までの間は飲酒を控えるよう、あらかじめ労働者に対しその旨指導することが必要であること。

ハ テトラクロルエチレン、1・1・1-トリクロルエタン、トリクロルエチレンに係る有機溶剤等に係る尿中代謝物の検査については、検査すべき尿中代謝物が同一であるので、これらの有機溶剤等を2以上使用している場合、有機溶剤の種類と作業環境気中濃度を考慮のう

え検査結果を評価することが必要であること。

ニ 尿中の馬尿酸の量は、いちご、すもも等の果実摂取や安息香酸を含有する清涼飲料水等の摂取によっても変動することがあるので、検査の際には、これらの摂取状況を確認することが必要であること。

なお、摂取したことが明らかである場合には、別に適切な日を選んで実施することが望ましいものであること。

ホ 有機溶剤等健康診断結果報告書における分布の区分は、正常・異常の鑑別を目的としたものではないこと。

2 有機溶剤中毒予防規則第 29 条第 4 項の規定に基づき、医師が必要でない認め、尿中の有機溶剤の代謝物の量の検査の実施が省略できるときは、次に示す条件をすべて満たす場合とするが、この判断は産業医等の医師が当該作業現場の実態を十分に把握して、総合的に行うべきものであること。

なお、省略可能とされた労働者がその実施を希望する場合は、その理由等を聴取した上で判断すること。

(1) 尿中の馬尿酸の量の検査以外の検査について

イ 前回の健康診断を起点とする連続過去 3 回の有機溶剤健康診断において、異常と思われる所見が認められないこと。

ロ 「尿中の有機溶剤の代謝物の量の検査」については、前回の当該検査を起点とする連続過去 3 回の検査の結果、明らかな増加傾向や急激な増減がないと判断されること。

ハ 今回の当該健康診断において、別添の表 1 に掲げる自覚症状又は他覚症状のすべてについて、その有無を検査し、その結果、異常と思われる所見がないこと。

ただし、これらの症状が、有機溶剤以外の要因によると判断される場合は、この限りでない。

ニ 作業環境の状態及び作業の状態等が従前と変化がなく、かつその管理が適切に行われていると判断されること。

(2) 尿中の馬尿酸の量の検査について

上記（1）のイからニの条件をすべて満たす場合又は次に示す条件をすべて満たす場合のいずれかとすること。

イ 前回の健康診断を起点とする連続過去 3 回の有機溶剤健康診断において、異常と思われる所見が認められないこと。

ロ 今回の当該健康診断において、別添の表 1 に掲げる自覚症状又は他覚症状のすべてについて、その有無を検査し、その結果、異常と思われる所見がないこと。

ただし、これらの症状が、有機溶剤以外の要因によると判断される場合は、この限りではない。

ハ 前回の作業環境測定を起点とする連続過去 3 回の作業環境測定の結果の評価がすべて第 1 管理区分であること。

ニ 作業環境の状態及び作業の状態等が従前と変化がなく、かつその管理が適切に行われてい

ると判断されること。

表 1 有機溶剤による自覚症状又は他覚症状

1. 頭重 2. 頭痛 3. めまい 4. 悪心 5. 嘔吐 6. 食欲不振 7. 腹痛 8. 体重減少 9. 心悸亢進 10. 不眠 11. 不安感 12. 焦躁感 13. 集中力の低下 14. 振戦 15. 上気道又は眼の刺激症状 16. 皮膚又は粘膜の異常 17. 四肢末端部の疼痛 18. 知覚異常 19. 握力減退 20. 膝蓋腱・アキレス腱 反射異常 21. 視力低下 22. その他

(平成元年 8 月 22 日基発第 463 号)

ア 有機溶剤に係る特殊健康診断の項目(有機則第 29 条関係)

有機溶剤について、労働者のばく露状況を確認するため、必須項目に「作業条件の簡易な調査」を追加すること。また、当該「作業条件の簡易な調査」の追加等により、引き起こす健康障害に係るスクリーニングが可能であることから、必須項目から「尿中の蛋白の有無の検査」を削除すること。追加された項目の趣旨等については、次のとおりとすること。

(7)「作業条件の簡易な調査」は、労働者の当該物質へのばく露状況の概要を把握するため、前回の特殊健康診断以降の作業条件の変化、環境中の有機溶剤の濃度に関する情報、作業時間、ばく露の頻度、有機溶剤の蒸気の発散源からの距離、保護具の使用状況等について、医師が主に当該労働者から聴取することにより調査するものであること。このうち、環境中の有機溶剤の濃度に関する情報の収集については、当該労働者から聴取する方法のほか、衛生管理者等から作業環境測定の結果等をあらかじめ聴取する方法があること。

また、経皮吸収されやすい化学物質については、皮膚への付着が常態化している状況や、保護具を着用していない皮膚に固体、液体又は高濃度の気体の状態で接触している状況等がある場合に過剰なばく露をしているおそれがあるため、必ず皮膚接触の有無を確認すること。

なお、「作業条件の簡易な調査」の問診票については、平成 21 年 3 月 25 日付け基安労発第 0325001 号「「ニッケル化合物」及び「砒素及びその化合物」に係る健康診断の実施に当たって留意すべき事項について」別紙「作業条件の簡易な調査における問診票(例)」(別紙)を参考にすること。

イ 特殊健康診断の結果の記録及びその保存(有機則様式第 3 号関係)

アの特殊健康診断の項目の改正に伴い、有機溶剤等健康診断個人票について、所要の改正を行ったこと。

(令和 2 年 3 月 4 日基発 0304 第 3 号)

(別紙)

<https://www.jaish.gr.jp/horei/hor1-61/hor1-61-25-1-2.pdf>